

第2 消防組織法に基づく消防審議会答申

昭和35年2月3日

消防審議会会長 殿

国家消防本部長

鈴木 琢 二

消防当面の問題として次のとおり諮問します。

記

1. 「市町村の消防に必要な人員及び施設の基準」はいかにあるべきか意見を示されたい。
2. 電気火災の防止対策はいかにあるべきか意見を示されたい。

昭和35年8月25日

消防庁長官 鈴木 琢 二 殿

消防審議会会長

伊 能 芳 雄

昭和35年2月3日付諮問に基づき市町村の消防に必要な人員及び施設の基準につき別紙のとおり答申いたします。

別 紙

市町村の消防に必要な人員及び施設の
基準に関する答申

本審議会は消防庁長官の諮問に応じ、「市町村の消防に必要な人員及び施設の基準はいかにあるべきか」を慎重に審議してきたところ、大要次の結論に到達したので、ここにこれを答申する。

よって消防庁においては、この答申及び別添の資料に基づいて具体的な基準を作成し、市町村消防の人員及び施設の適正な配置とその合理化を図られるよう要望する。

市町村の消防に必要な人員及び施設の基準要綱

第1 要 旨

消防力の基準は、消防の任務遂行上必要な人員及び消防ポンプ、消防水利、通報設備、水防器材等の施設を包含すべきであるが、本答申は火災だけを対象とし、施設のうち消防水利、通報設備については現行の基準を前提として、消防に必要な人員及び消防ポンプ等についての基準を作成するものとする。

- 1 現行の「常設消防力の基準」及び「消防団の設備及び運営基準」は、併存地域における消防本部、消防署と消防団との相互関係について明確を欠いているので、これを是正するとともに両基準を一本化するものとする。
- 2 基準は、人員及び施設について市町村消防の任務遂行上必要最少限度のものとする。

第2 要 領

警防要員の数は消防ポンプ数に応じて算出するものとする。

予防要員及び本部要員（消防本部、消防署の警防及び予防要員を除くその他の人員、消防団同分団の連絡要員等）の数は、前項とは別の要素で算出するものとする。

消防ポンプの数は、人口又は建築物の数及びその分布状況により算出するものとする。

1 施 設

- (1) 消防ポンプの数及びその配置は、普通火災を出火棟において消し止めるよう考慮して決定し、これに異常火災の場合を考慮した若干の消防ポンプを追加増強すること。この場合これを効率的に運用するため、当該市町村の区域内における人口又は建築物の数及び分布状況に応じて、合理的な消防体制をとること。
- (2) 強風の吹く頻度の著しく高い等特に気象条件の悪い市町村又は

火災に対し特に弱い建築物の多い市町村については、標準的な市町村に比較し、消防ポンプを増強すること。

- (3) 非常備態勢の消防ポンプは異常気象時には、即時出動できる態勢に切り換えるよう考慮すること。
- (4) 高層建築物が密集している地域、港湾地域又は特殊な施設が密集している地域等には、はしご自動車、消防艇又は化学自動車等を置くこと。
- (5) 故障等の場合これに代わる予備消防ポンプは、消防ポンプの数に応じて置くこと。
- (6) 消防ポンプは、すべて動力消防ポンプ規格に示された性能をもつものであること。
- (7) 消防ポンプの配置場所が2以上の場合は、指令がすみやかに伝達されるよう通信施設を整備すること。

2 人 員

1. 警防要員

- (1) 消防ポンプ等の操作要員は、消防ポンプ自動車にあっては、1台につき指揮者以下7名（原則として2線放水）とし、その他の消防ポンプ又は特殊な施設にあっては、それらを操作するに必要な人員とすること。

ただし、消防ポンプ自動車に筒先連絡用装置等特殊なものを装置した場合は、2名を限度として減員してよいこと。

- (2) 警防要員として火災通報を受信し、指令を伝達し又は火災を発見するための通信員及び望楼員を、(1)の要員のほかに置くこと。

ただし、望楼員は通信員を兼ねてもよいこと。

- (3) 消防ポンプ（はしご自動車、消防艇等を含む。）の数に応じ、これを運用するに必要な上級の指揮者を置くこと。
- (4) 警防要員の総数は、常備にあっては操作要員等の交代制を、

非常備にあつては操作要員に若干の余裕人員を考慮して決定すること。

2 予防要員

常備にあつては市町村の人口及び態容により予防業務に要する人員を算出すること。

3 本部要員

(1) 常備にあつては、庶務、会計及び機械整備等に要する人員を算出すること。

(2) 非常備にあつては、警防要員のほか、警備、救護及び連絡に要する人員を算出すること。

附 記

基準の実施にあつては、およそ次のことが必要とされるので、これらについて政府は十分なる考慮をはらわれるよう要望する。

- 1 基準は、地方交付税の消防費の基準財政需要額における単位費用の積算基礎として用いること。
- 2 基準によって施設の整備充実を必要とする市町村については、補助金又は地方債を十分考慮すること。